

定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成13年11月8日(木)
午前10時00分 ~ 午後0時55分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、刑事局長、交通局長、情報通信局長、
官房審議官(生活安全局担当)、官房審議官(警備局担当)

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の一部を改正する規則案等について

警察庁から、「警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の一部を改正する規則案等」について説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「今回の改正についてマスコミ等に説明しているとのことであるが、国民に対する説明の際は、『外国人による犯罪が非常に増えていること』や『けん銃の的確な使用により凶悪犯罪の抑止効果があること』をきちんと説明した方が理解を得られやすいと思う。また、今回の改正は『けん銃の的確な使用』が一番大事な部分であるか

ら、そのことを分かりやすくするため、『的確な使用』を強調してはどうか。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘のとおり、外国人犯罪の増加や凶悪犯罪の抑止の面についても説明していきたい。また、御指摘の『的確な使用』について、もう少し強調するよう検討したい。」旨、説明があった。

これに関連して、委員から、「警察官が防弾チョッキを制服の外側に装着しているのを見かけるが、犯罪者側から見ると、その形状が分かってしまい、いかななものかと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「防弾チョッキは現場の状況等に応じて様々な方法で装着している。」旨、説明があった。

(2) 平成13年第3四半期の地方警務官に係る贈与等報告書について

警察庁から、「国家公務員倫理法の規定に基づき、地方警務官から本年第3四半期における贈与等報告書が提出され、提出された同報告書のうち指定職以上の職員に係るものについて、その写しを国家公務員倫理審査会へ送付することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「山形県警察の警部補が、人身交通事故捜査において虚偽の供述調書等を作成したことにより、10月5日、同人を懲戒免職処分とした事案に関し、同県警察は、本日、関係職員9人を戒告等の処分等とする予定である。また、同県警察では、国家公安委員会の了承が得られれば、本日、当時の警察署長を本部長訓戒の措置とする予定である。」旨の説明があり、原案どおり了承した。

(4) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 人員の配置、運用の見直しによる合理化の推進状況について

警察庁から、「都道府県警察における人員の配置、運用の見直しによる合理化の推進状況」について報告があった。

委員から、「合理化は重要であり、それを実施することはよいことだが、各都道府県警察の一般職員の合理化はどうなっているのか。さらに警察庁ではどのような合理化を行っているのか。」との質問があり、警察庁から、「警察官でなくてもできる業務については、なるべく一般職員にシフトさせているので、合理化の問題と連動している。一般職員についても増員要素は存在するが、各都道府県警察は定員削減の対象としているのが現実である。また、警察庁については、警察官、技官、一般職員を含めて国家公務員であるから、国の定員管理の枠組みの中で動いており、増員要求を行いつつ、同時に定員削減も行っている。ただ、警察庁内においても、業務内容の見直しによる職員のシフト等、合理化の努力が必要である。」旨、説明があった。

委員から、「運用の見直しによる合理化の中で、機動捜査隊、自動車警ら隊、交通機動隊を一元的に管理するとのことであるが、今までは一元的に管理されていなかったのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の各隊については、元々は独立所属であるが、これをいわゆる機動警察隊等の形で統合的に運用しようという考え方である。」旨、説明があった。

委員から、「沖縄県の米軍施設の警備は大変であると聞いている。今回、警備部門を削減して合理化したとのことであるが、検討段階では先般の米国テロ事件の発生等を予想しておらず、警備も長期化しているため、再度人員の配置を見直す必要があるのではないか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の警備に当たっている管区機動隊は、今回の合理化による削減対象にはなっていない。また、ワールドカップ対策警備も、勤務体制を変更する等の運用で乗り越えるべきも

のと考えており、合理化の方針を元に戻すことは考えていない。」旨、説明があった。

(2) けん銃訓練の見直しについて

警察庁から、「警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の一部改正等に伴い、けん銃訓練について所要の見直しを行った。」旨の報告があった。

委員から、「問題は、今回の見直しで、けん銃を的確適正に使用するに必要な自信がつくほど訓練ができるかということである。射撃能力にはかなりの個人差があり、何回も繰り返し訓練する必要がある者もいると思われる。訓練には、ある程度の管理が必要であると思うが、立会責任者等、いつも誰かが立ち会っていないと訓練ができない仕組みがふさわしいのだろうか。さらに、限られた予算で訓練が多くできるよう、模擬弾等、安価なものを導入してはどうか。」との質問があり、警察庁から、「実弾の射撃等では、撃つ場所が決まっているし、そこには責任者を立ち会わせる必要がある。御指摘の模擬弾については、『特殊訓練弾』という模擬弾を使用しており、その弾は警察署の道場等でも使用可能であるから、けん銃使用判断の訓練には十分使用できる。今後、同弾の使用を更に促進したい。」旨、説明があった。

(3) 平成13年度警察庁補正予算(案)について

警察庁から、「緊急テロ対策等を内容とする平成13年度警察庁補正予算(案)の概要」について報告があった。

(4) 「警察の被害者援助に関する検討会」第3回会合について

警察庁から、「10月30日に開催された『警察による被害者援助に関する検討会』の第3回会合の結果」について報告があった。

(5) 「第6回犯罪被害者支援フォーラム」の開催について

警察庁から、「11月19日、犯罪被害給付制度発足・犯罪被害救

援基金設立20周年記念『第6回犯罪被害者支援フォーラム』が開催される予定である。」旨の報告があった。

(6) 国会の状況について

警察庁から、「11月1日から7日までの間に行われた参議院内閣委員会の状況等」について報告があった。

(7) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「富山県警察が、平成7年、覚せい剤取締法違反で逮捕した被疑者を正当な理由なく釈放し、捜査を中止した事案等に関し、同県警察の調査・捜査状況等」について説明があった。

(8) 女性に対する暴力に関する広報啓発活動等の推進について

警察庁から、「男女共同参画推進本部決定に基づき、11月12日から25日までの間、『女性に対する暴力をなくす運動』が実施されるに当たり、警察庁としても所要の施策を実施することとした。」旨の報告があった。

これに関連して、委員から、「独居高齢者に対する防犯等の支援等について伺いたい。」との質問があり、警察庁から、「地域部門の警察官等が独居高齢者を訪問し、防犯対策等を説明したり、各種相談に応じるなど、積極的に活動している。」旨、説明があった。

(9) 少年による環境美化活動の推進について

警察庁から、「少年の規範意識の啓発等を目的とした環境美化活動が、関係機関・団体、少年警察ボランティア等との連携の下、全国的に実施されている。」旨の報告があった。

委員から、「本施策は大変良い試みで、かなりの波及効果があると思われるので、積極的に推進してほしい。」旨の発言があった。

(10) 第34回全国少年補導職員研修会の開催及び天皇皇后両陛下の御接

見について

警察庁から、「少年補導職員等の資質の向上を図るため、11月14日から16日までの間、第34回全国少年補導職員研修会を実施する。なお、本研修中、皇居において、天皇皇后両陛下の御接見を賜る予定である。」旨の報告があった。

(11) 抵当証券業 大和都市管財株式会社に係る詐欺事件について（大阪府警察）

警察庁から、「大阪府警察は、抵当証券業 大和都市管財株式会社の代表取締役らが、約定どおりの支払いができないのに全国の顧客から多額の現金を受け入れていた事件に関し、11月6日、同代表取締役ら19人を詐欺罪で逮捕した。」旨の報告があった。

(12) 自動車盗防止のための関係機関との連携について

警察庁から、「これまでの税関との連携に加え、国土交通省とも連携を図り、登録事項等証明書申請者等に対する本人確認の実施など、新たな自動車盗難対策を推進することとした。」旨の報告があった。

委員から、「自動車盗の検挙人員のうち、外国人被疑者の人員はどのくらいか。」との質問があり、警察庁から、「昨年1年間の自動車盗の検挙人員は4,590人で、うち来日外国人は92人である。」旨、説明があった。

(13) 新宿区内における連続強盗殺人事件について（警視庁）

警察庁から、「平成11年8月7日、東京都新宿区において発生した強盗殺人事件に関し、警視庁は、11月5日、他の強盗殺人事件で起訴勾留中の被疑者を強盗殺人罪で逮捕した。」旨の報告があった。

(14) 宮城県議会議員らによる公共工事発注をめぐる偽計入札妨害事件について（宮城県警察）

警察庁から、「宮城県警察は、11月1日、県発注の公共工事の入

札に関して、担当職員に設計金額に近接する価格を土木会社社員に教示させ、同社に当該工事を落札させた県議会議員ら4人を偽計入札妨害罪で逮捕した。」旨の報告があった。

(15) 米国における同時多発テロ事件にかかる警備情勢について

警察庁から、「現在、都道府県警察において関連施設約580箇所を引き続き警戒中である。なお、不審郵便物等の取扱い事案については、11月7日までに約1,400件を把握している。」旨の報告があった。

(16) 警察による高度道路交通システム（ITS）の推進について

警察庁から、「警察による高度道路交通システム（ITS）の推進」について報告があった。

これに関連して、委員から、「薄暮時に、ライトを点灯せずに走行する自動車を見かけるが、天候状態等により『ライト点灯』のウォーニングが表示されるようなシステムがあると便利だと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘の点について今後議論する必要がある問題だと思う。」旨、説明があった。

委員から、「ITSの分野において、技術の進歩は日進月歩であると思う。古い技術を使い続けるというリスクもあり得るが、新しい技術をどのようにアップ・トゥ・デイトして活用していくかが重要である。また、この分野は官民の技術協力が必要であり、知的所有権や特許等の問題もあるが、官の技術を民間に紹介することも必要である。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘の観点から、最新の技術に移行できるよう情報収集しているところである。」旨、説明があった。

委員から、「ITSのシステムはオープンである方がよいのか。」との質問があり、警察庁から、「ITSの技術は、どちらかという民間主導であり、官は協力する立場になっており、そうした面ではかなりオープンな状況になっている。」旨、説明があった。

3 その他

- (1) 委員から、「今朝、テレビのニュースで、昨日の埼玉県でのサッカーの試合における、会場周辺の警備の状況が放映されていたが、改善すべき点が見受けられ、これらを今後の警備方法に活かしてほしい。」旨の発言があった。
- (2) 委員から、11月6日に東北六県公安委員連絡協議会総会に出席した結果等について、「会議では、『公安委員会に対する苦情の申出状況』について協議がなされたが、公安委員会に対する苦情の申出が少ないのは、制度のPRが浸透してないのではないかとの翌日の地元新聞の報道があった。また、『公安委員会の管理機能強化に対する取り組み状況』についても協議があり、中には『公安委員会イコール警察という県民の一般的理解に対して、公安委員会の役割に対する正しい県民の理解が得られるよう活動したい。』との意見表明があった。警察署協議会については、『代表者による連絡会議、あるいは代表者・公安委員会委員・県警察本部との連絡会議等の開催を要望中』との説明や、『県内や全国の警察署協議会の情報を共有できるよう好事例等を紹介してほしい。』との要望があった。その後、テロ対策に関する軍事評論家の講演が好評であった。翌日、警察学校や男鹿警察署を視察した。秋田の大館空港など小規模空港におけるハイジャック対策等の警備も、周辺警備対象施設もあり主要空港同様手抜きができないと感じた。」旨の報告があった。
- (3) 委員から、11月5日に九州管区内公安委員会連絡協議会定例会に出席した結果等について、「会議では、各県とも公安委員会の活性化を図ろうという考え方を強く持っていたような印象であった。公安委員会に対する苦情申出は意外と少なく、制度施行後、同申出を受けていない県も見られた。翌日、警察学校を視察し、警察官として採用してからの『人づくり』は大変重要であると実感した。」旨の報告があ

った。